

# 大仙市立清水小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。（必要に応じて福祉の専門家、心理の専門家を含む）

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解（ミニ児童を語る会）

毎月、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (3) 児童を語る会での情報交換及び共通理解

年2回、各学級から挙げられた配慮をする児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取り組み

### (1) 学級経営の充実

○「元気ですかアンケート」を年5回実施したり、児童教育相談を年2回実施したりして、児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感がもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 相談体制の整備

○「児童を語る会」を実施し、児童の課題や問題解決への方策を考え、全職員で共通理解を図る。

○「元気ですかアンケート」の実施後に児童との教育相談を行ったり、保護との教育相談を年2回程度実施したりして、児童一人一人の理解に努める。

○必要に応じて、フレッシュカウンセラー、スクールカウンセラーを要請し、児童の心のケアに努める。

### (4) 縦割り活動の実施

○縦割り活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

○自分より年下の人達を助けたり、世話したりすること、自分より年上の人達を慕い、尊敬したりすることを縦割り活動を通して学ぶ。

### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○上学年児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、PTA研修会で児童と保護者を対象に情報モラル教育を実施する。

○保護者・職員が外部指導者より情報モラルについて学ぶ機会を設定する。

### (6) 職員の校内研修

○年度当初いじめ対策に関わる共通理解を図る。

○長期休業中にいじめ防止に関する校内研修会を開く。

- (7) 学校評価による児童把握
  - 保護者アンケート・児童アンケートから実態を把握し、改善策を練る。
- (8) 学校相互間の連携協力体制の整備
  - 中仙中学校、中仙ワイワイらんどとの情報交換や交流学习を行う。

#### 4 いじめ早期発見のための取り組み

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
  - 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
  - 必要に応じて教育委員会、大仙市児童家庭課、児童相談所、警察署などの関係機関と連携し課題解決に臨む。
- (2) 「教育相談」、「元気ですかアンケート」の実施
  - 「教育相談（児童・保護者）」、「元気ですかアンケート」を実施し、一人一人の児童と直接話を聞いて、思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導
  - 一人勉強ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。
  - 休み時間や放課後の活動の中で児童の様子や交友関係を把握する。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) 報告・確認
  - いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実関係を確認する。
- (2) 協議
  - いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) 対応・再発防止
  - いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 安心・安全配慮
  - いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 情報の共有化
  - 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為
  - 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

#### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
  - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められた場合。
  - 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
  - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
  - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
  - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。